

○ 国語科の移行措置はどのようになっているか。

移行措置における取扱いについては、平成20年6月文部科学省通知より、以下のように示されている。

3 各教科等ごとの特例の概要等

- (3) 国語、社会及び音楽については、全部又は一部について新小学校学習指導要領によることができることとするが、現行学習指導要領による場合には、新小学校学習指導要領に定める内容の一部を追加又は適用することとした。

<ポイント>

現行学習指導要領による場合は、ローマ字指導を第4学年から第3学年へ移行したことを受けて、平成22年度の第3学年については、ローマ字を加える。